

令和5年 第5回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和5年3月16日(木)
午後1時30分
場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第4回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について | ——別添1 |
| (2) 事務委任の解除に関する協議について | ——当日1 |
| (3) 事務の委任の協議について | ——当日2 |
| (4) 令和5年度大貫海浜学園・水上自然教室の実施方法について | ——当日3 |
| (5) 令和4年度指導課学校訪問実施状況について | —— 1 |
| (6) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について | ——当日4 (秘) |

5 協議事項

6 議 事

- | | |
|---|-----------|
| 議案第15号 職員の人事について | ——当日5 (秘) |
| 議案第16号 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて | —— 2 |
| 議案第17号 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて | —— 4 |
| 議案第18号 令和5年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて | —— 9 |
| 議案第19号 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて | —— 10 |
| 議案第20号 令和5・6年度研究委嘱校を委嘱することについて | ——当日6 |
| 議案第21号 令和5年度川口市学校ファーム推進事業を委嘱する指定校について | —— 11 |
| 議案第22号 令和5年度川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて | —— 12 |
| 議案第23号 令和5年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを委嘱することについて | —— 13 |
| 議案第24号 令和5年度川口市立教育研究所嘱託医を委嘱することについて | —— 14 |
| 議案第25号 令和5年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて | —— 15 |
| 議案第26号 令和5年度使用文部科学省著作教科書を採択することについて | ——当日7 (秘) |
| 議案第27号 川口市教育局組織規則の一部を改正する規則について | ——当日8 |
| 議案第28号 川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について | ——当日8 |
| 議案第29号 川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程について | ——当日8 |

議案第30号	川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について	——当日8
議案第31号	川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について	——当日8
議案第32号	川口市教育委員会における保有個人情報の開示の方法及び開示の実施に要する費用に関する規則について	——当日8
議案第33号	川口市立アートギャラリー処務規程を廃止する規程について	——当日8
議案第34号	川口市立アートギャラリー管理規則を廃止する規則について	——当日8

7 その他

(1) オンライン歴史授業の実施結果について	—— 16
------------------------	-------

8 閉会

教育長報告（5）

令和4年度指導課学校訪問実施状況について

[小学校]

学校名	学校訪問 学力向上訪問	生徒指導・ 安全点検	学校巡回 教育相談	要請 訪問合計	その他 訪問	合計
1 本町小	1	4	0	3	3	11
2 幸町小	1	2	5	4	4	16
3 仲町小	1	2	5	1	1	10
4 上青木小	1	3	1	2	2	9
5 元郷小	1	3	2	8	6	20
6 飯塚小	1	2	0	2	1	6
7 芝小	1	2	3	3	0	9
8 新郷小	1	3	10	2	1	17
9 神根小	1	2	3	1	0	7
10 青木北小	1	2	0	4	0	7
11 領家小	1	3	3	3	1	11
12 舟戸小	1	2	0	0	8	11
13 十二月田小	1	2	7	3	3	16
14 飯仲小	1	3	5	8	5	22
15 並木小	1	2	7	3	0	13
16 安行小	1	2	7	6	3	19
17 原町小	1	2	0	0	3	6
18 前川小	1	4	1	7	5	18
19 戸塚小	1	3	8	1	0	13
20 青木中央小	1	2	3	2	2	10
21 元郷南小	1	2	0	5	2	10
22 芝西小	1	2	14	3	0	20
23 芝南小	1	2	1	4	3	11
24 神根東小	1	3	0	3	0	7
25 朝日東小	1	2	3	9	18	33
26 芝富士小	1	2	6	7	2	18
27 前川東小	1	4	4	2	1	12
28 柳崎小	1	4	5	6	0	16
29 芝樋ノ爪小	1	2	2	3	0	8
30 新郷南小	1	2	2	2	2	9
31 上青木南小	1	3	5	8	2	19
32 根岸小	1	2	0	4	0	7
33 芝中央小	1	2	1	3	0	7
34 新郷東小	1	3	1	4	0	9
35 朝日西小	1	3	5	3	0	12
36 慈林小	1	2	8	5	4	20
37 差間小	1	2	3	5	6	17
38 東本郷小	1	2	0	5	14	22
39 東領家小	1	2	6	2	0	11
40 安行東小	1	2	1	4	5	13
41 在家小	1	2	3	1	0	7
42 戸塚東小	1	2	9	10	0	22
43 戸塚北小	1	2	3	0	2	8
44 木曾呂小	1	2	12	0	2	17
45 戸塚綾瀬小	1	2	1	4	10	18
46 戸塚南小	1	2	1	6	0	10
47 鳩ヶ谷小	1	2	5	14	17	39
48 中居小	1	2	1	8	7	19
49 辻小	1	4	3	6	12	26
50 里小	1	2	4	4	0	11
51 桜町小	1	2	2	4	8	17
52 南鳩ヶ谷小	1	2	2	5	8	18
小学校計	52	124	183	212	173	744

[中学校]

学校名	学校訪問 学力向上訪問	生徒指導・ 安全点検	学校巡回 教育相談	要請 訪問合計	その他 訪問	合計
1 東中	1	2	0	7	1	11
2 西中	1	2	1	3	0	7
3 南中	1	2	0	5	12	20
4 北中	1	2	1	10	2	16
5 青木中	1	2	0	4	4	11
6 芝中	1	2	0	6	0	9
7 元郷中	1	2	0	14	2	19
8 上青木中	1	2	0	3	4	10
9 幸並中	1	2	0	1	3	7
10 十二月田中	1	2	1	1	6	11
11 仲町中	1	2	0	0	0	3
12 安行中	1	2	3	4	0	10
13 芝東中	1	2	1	3	6	13
14 芝西中	1	3	1	4	2	11
15 岸川中	1	3	0	7	2	13
16 榛松中	1	2	0	6	1	10
17 小谷場中	1	2	2	1	4	10
18 神根中	1	2	2	6	0	11
19 領家中	1	2	0	20	14	37
20 戸塚中	1	3	2	7	2	15
21 在家中	1	2	1	6	0	10
22 安行東中	1	2	1	8	4	16
23 戸塚西中	1	2	0	4	0	7
24 鳩ヶ谷中	1	2	0	4	4	11
25 八幡木中	1	2	0	5	0	8
26 里中	1	2	0	14	1	18
27 附属中	1	2	0	0	1	4
中学校計	27	57	16	153	75	328

[幼稚園]

1 舟戸幼	1	1	2	3	4	11
2 南平幼	1	1	5	4	0	11
幼稚園計	2	2	7	7	4	22

[高等学校]

1 市立高校	0	1	0	2	0	3
高等学校計	0	1	0	2	0	3

[陽春分校]

1 陽春分校	1	1	0	7	0	9
陽春分校計	1	1	0	7	0	9

年間訪問回数	学校訪問	生徒安全	巡回教育相談	要請訪問	その他の訪問	合計
合計	82	185	206	381	252	1,106

[要請訪問教科等別数]

国語	47	総合・生活	15
社会	21	道徳	24
算数・数学	66	特別活動	14
理科	17	特別支援	23
音楽	12	人権教育	5
図工・美術	16	幼稚園	4
体育	42	ライフスキル	0
技術	3	生徒指導	23
家庭	11	ICT、プログラミング等	7
外国語	28	教育課程	3
要請合計			381

※ 数字はいずれも、訪問した指導主事等の回数 2月28日現在 暫定も含まれる。

※ 「学校訪問」・・・学校訪問実施要項による訪問

※ 「要請訪問」・・・学校からの要請を受けて行う訪問

※ 「その他の訪問」・・・委嘱研究発表、課題研授業研、市教研授業研、相談室訪問（中学のみにあり、年1回訪問している）等

議案第16号

川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立公民館運営審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市公民館運営審議会条例（平成11年条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上清之

1 委嘱をする者

(1) 芝園公民館

No.	氏名	性別	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	星野 泰久	男	芝西中学校長	再	学校教育関係者
2	真下 徹也	男	芝園団地自治会長	再	社会教育関係者
3	楊 思維	男	芝園団地自治会体育部長	再	社会教育関係者
4	平形 威雄	男	芝園ハイツ自治会長	再	社会教育関係者
5	佐々木 愛子	女	芝園公民館地区献血会会長	再	社会教育関係者
6	古澤 順子	女	新舞踊花喜代会会員	再	社会教育関係者
7	市川 さちこ	女	芝園太鼓副会長	再	社会教育関係者
8	小島 佳代子	女	川口市食生活改善推進協議会 芝園支部長	再	社会教育関係者
9	梶尾 信義	男	芝富士小学校PTA会長	再	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
10	上野 義幸	男	芝園団地商店会会長	新	知識経験者
11	大津 泰晴	男	芝園ハイツ商店会事業部長	再	知識経験者

2 任期

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第17号

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

スポーツ推進委員に次の者を委嘱するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項及び川口市スポーツ推進委員に関する規則（昭和38年教育委員会規則第1号）第3条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

別紙各公民館等地区より推薦のあった者 280人

2 任期

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

令和5・6年度 地区別スポーツ推進委員推薦状況

(単位=人)

ブロック	地区名	令和3・4年度		令和5・6年度	
		推薦者定数	候補者数	推薦者定数 (候補者数増減)	候補者数
南	中央	10	10	10	9
	幸栄	9	8	9	8
	西	11	11	11	11
	南平	10	9	10	9
	朝日	10	10	10	10
	朝日東	8	8	8	8
	領家	9	9	9	8
青木	青木	13	13	13	13
	青木東				
	上青木	10	10	10	9
	前川	9	9	9	9
	前川南	8	7	8	6
	並木	10	10	10	10
	西川口	9	8	9	8
	横曽根	8	8	8	8
東	新郷	10	10	10	9
	新郷南	9	9	9	9
	神根	10	8	10	5
	神根東	8	7	8	5
	神根西	8	7	8	6
	根岸	8	8	8	8
	安行	10	9	10	9
	安行東	9	9	9	9
	戸塚	12	12	12	10
	戸塚西	13	12	13	13
芝	芝	10	9	10	9
	芝南	9	9	9	8
	芝西	9	9	9	9
	芝北	9	9	9	9
	芝富士	8	8	8	8
	芝園	8	3	8	2
鳩ヶ谷	鳩ヶ谷	10	10	10	10
	南鳩ヶ谷	10	9	10	8
	里	10	8	10	8
合計	314	295	314	280	

※ 地区別人員については、8名～13名に委嘱する。

令和5・6年度

地区人口数	定数
12,500人未満	8人
12,500人～19,000人未満	9人
19,000人～26,000人未満	10人
26,000人～29,000人未満	11人
29,000人～37,000人未満	12人
37,000人以上	13人

⇨最大数13人

令和5・6年度川口市スポーツ推進委員名簿

()内の数字は、委員/定数

地区	川口市スポーツ推進委員			
中央 (9/10)	松本善一	西島順子	河野靖士	河野恭子
	増田友久	永瀬龍大	出口雅己	佐藤雅子
	淡川美幸			
幸栄 (8/9)	今井富江	石井栄子	樺澤昭一	由本貴士
	渡邊日出雄	齋藤勉	永井明子	武田邦洋
西 (11/11)	安藤隆二	小柳兼之	山本裕見子	佐藤嗣恩
	入村荘太	戸田智子	野本暢子	菊地由子
	廣瀬園子	大輪昌利	笠輪貴子	
南平 (9/10)	小林一永	野澤保智	齋藤みほ	佐塚大輔
	真下隆志	須藤文男	阿部裕司	宮崎有喜子
	金子佳武			
朝日 (10/10)	久保庭英喜	大瀧栄美	大原長	石志真智子
	本橋康之	佐藤美智代	足立一朗	工藤祐輔
	遠塚谷信規	芳賀寛		
朝日東 (8/8)	田村衛	石井寿一	稲葉武幸	尾崎嘉泰
	杉本憲吾	中里賢司	大熊隆司	長井侑
領家 (8/9)	花之枝均	弘田智成	田口秀樹	中道勉
	渡森祐二	永尾裕也	岩田晴夫	浅井博昭
青木 (13/13)	菊地章	練木恵里子	竹之内悦子	森谷祐二
	宇佐美功	影澤秀則	櫻井英清	石田道明
	佐藤千春	仲澤一人	池田良介	飯塚路子
	高橋秀明			
上青木 (9/10)	高橋智	鈴木靖則	平出孝史	石川裕
	吉澤敏夫	木下良子	小池克行	山野美由紀
	後藤美奈			
前川 (9/9)	角田博	田部等	石村章彦	野口秀雪
	須釜哲夫	石田明彦	柳原昌紀	松尾利一
	野崎仁志			
前川南 (6/8)	須賀寛二	寺本文則	中村義裕	太田雄介
	原田正裕	見目早苗		
並木 (10/10)	小山泰仁	松下勝	小形聰	西舘淳
	中川博太	島崎義和	白井良典	鳥海克也
	木村大介	永瀬正弘		
西川口 (8/9)	金子一清	堀川和子	宮島静歌	春日貴行
	平林万城	牛嶋史人	千島久光	草野孝則
横曽根 (8/8)	島田潔	長聖一	遠山聡	佐藤悦子
	阿部みゆき	沖出貴司	本田昭弘	佐々木崇則

地区	川口市スポーツ推進委員			
新郷 (9/10)	若木博之	岡本裕介	永尾正敏	伊東一樹
	島田俊矢	佐藤武	高橋哲也	諏訪隼人
	稲川正一			
新郷南 (9/9)	平林仁	山崎徹博	神原靖浩	舛まゆみ
	狭間信吾	齋藤友博	宮原隼斗	中村礼行
	山田秀行			
神根 (5/10)	石井義章	中保猛	早船充夫	大門強
	岩佐和浩			
神根東 (5/8)	黒羽修	高橋健司	栗飯原稔	中谷知佳
	木幡忠二			
神根西 (6/8)	勝治正彦	浜田義信	阿部晴彦	江口輝
	藤本健次郎	伊原巧		
根岸 (8/8)	遠藤喜三男	池住朋子	杉本重成	佐藤文朗
	鳥海英喜	野口貴志	齋藤学	松森明久
安行 (9/10)	野村勝美	関戸孝子	小嶋新一	岩淵勲
	澤井昭宏	手呂内慎介	長友泉	坂東久恵
	浅井礼子			
安行東 (9/9)	石井徹	中山弘	犬塚亨生	宇田川尚志
	及川圭一	小西力	阿部長生	梅津和成
	鈴木清			
戸塚 (10/12)	藤波栄	米沢久美子	石鍋功久	大宮一夫
	植草博之	堀口治	山崎幹	奥田健一
	森元秀樹	赤羽孝太		
戸塚西 (13/13)	南博	白鳥清隆	布施喜代子	後藤三千代
	佐山道浩	飯塚利文	園部邦彦	池田信也
	宿利原繁人	笛木繁	清水良浩	豊田昇平
	小川将弘			
芝 (9/10)	齋藤高章	高橋明子	安田善彦	石川直巳
	尾嶋一郎	鈴木誠	本多茂	福馬晃
	佐藤良之			
芝南 (8/9)	藤田正博	茂木一人	若林市朗	池田秀樹
	大河内恵子	中村好美	成田隆幸	田中三哉
芝西 (9/9)	小笠原茂夫	田口博喜	大澤誠	清水文江
	堀口一枝	工藤淳志	境久志	杉山功太
	熊谷賢一			
芝北 (9/9)	岡澤義昭	小野俊哉	堀之内妃登美	桐田文明
	布施和久	大竹秀夫	可知康宏	嶋岡一美
	下山清美			
芝富士 (8/8)	佐藤京子	平田繁	井上美奈子	阿部とし子
	木村伸哉	鶴田健人	金森拓也	大窪広介
芝園 (2/8)	松橋浩樹	武井昭		
鳩ヶ谷 (10/10)	小熊奈子	竹花智子	芹田功	鈴木将人
	田波賢一	柴田勝宏	川島敏行	中川俊樹
	成瀬大輝	尾形信枝		
南鳩ヶ谷 (8/10)	本嶋一	鈴木仁	佐藤浩巳	桑木充子
	谷内栄介	坪谷あさみ	成田久	小原明
里 (8/10)	石橋久代	清水葉子	甚野邦彦	若林昭二
	磯田早美	井藤英二	嶋原礼子	作田美和

令和5・6年度委嘱予定スポーツ推進委員候補者の構成

令和5年4月1日現在

【年齢・性別】

※単位＝人

	男		女		計		年齢別比率	
		(前回比)		(前回比)		(前回比)		(前回)
39歳以下	10	-2	1	-	11	-2	3.9%	4.4%
40歳台	41	-8	8	-1	49	-9	17.5%	19.7%
50歳台	92	-10	23	-1	115	-11	41.1%	42.7%
60歳以上	76	+4	29	+3	105	+7	37.5%	33.2%
合計	219	-16	61	+1	280	-15		
性別比率(前回)	78.2%	79.7%	21.8%	20.3%				

【経験年数別】 ※1期(2年)

	人数	比率	前回人数
新規委嘱者	28人	10.0%	29
2年未満(途中委嘱者)	5人	1.8%	8
2年以上～4年未満	33人	11.8%	29
4年以上～6年未満	25人	8.9%	35
6年以上～8年未満	29人	10.3%	34
8年以上～10年未満	29人	10.3%	44
10年以上～12年未満	35人	12.5%	20
12年以上～14年未満	17人	6.1%	27
14年以上～16年未満	26人	9.3%	20
16年以上～18年未満	17人	6.1%	15
18年以上～20年未満	14人	5.0%	11
20年以上～22年未満	6人	2.1%	7
22年以上～24年未満	3人	1.1%	8
24年以上～26年未満	7人	2.5%	4
26年以上～28年未満	4人	1.4%	2
28年以上～30年未満	1人	0.4%	1
30年以上	1人	0.4%	1
合計	280人	100%	295

議案第18号

令和5年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて

川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーに次の者を委嘱するため、川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラー設置要項第2の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

	氏名	再・新
メンタルヘルスチーフカウンセラー	土井 一博	再
メンタルヘルスカウンセラー	大林 ひろこ	再

2 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第19号

川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

川口市学校運営協議会委員に次の者を委嘱するため、川口市学校運営協議会規則(平成21年教育委員会規則第1号)第6条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

(1) 川口市立青木北小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	福田 宜幸	P T A会長	令和6年3月31日

2 任期

令和5年3月16日から令和6年3月31日まで

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第21号

令和5年度川口市学校ファーム推進事業を委嘱する指定校について

このことについて、川口市学校ファーム推進事業実施要項第2項の規定により、指定校を委嘱することについて、次のとおり議決を求める。

記

1 委嘱をする学校

川口市立仲町小学校	川口市立戸塚綾瀬小学校
川口市立上青木小学校	川口市立辻小学校
川口市立芝小学校	川口市立南中学校
川口市立元郷南小学校	川口市立青木中学校
川口市立慈林小学校	川口市立戸塚中学校

2 任期

令和5年5月17日から令和6年3月31日まで

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上清之

議案第22号

令和5年度川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて

川口市立教育研究所カウンセラーに次の者を委嘱するため、川口市立教育研究所カウンセラー設置要綱第2の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
山崎 健之介	川口市立教育研究所	再
雪田 彩子	川口市立教育研究所	再
小泉 藤子	川口市立教育研究所	再
今野 洋子	川口市立教育研究所	再
飯塚 幸子	川口市立教育研究所	再
久保 由紀子	川口市立教育研究所	再
海老澤 香菜恵	川口市立教育研究所	再

2 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第23号

令和5年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを委嘱することについて
川口市立教育研究所嘱託カウンセラーに次の者を委嘱するため、川口市立教育研究所嘱託カウンセラー設置要綱第2の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
杉山 雅宏	東京家政大学人文学部 心理カウンセリング学科 教授	再

2 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第24号

令和5年度川口市立教育研究所嘱託医を委嘱することについて

川口市立教育研究所嘱託医に次の者を委嘱するため、川口市立教育研究所嘱託医による医療相談実施要綱第2の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
柴田 勲	精神科医 しばた心身クリニック院長	再

2 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第25号

令和5年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて

川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーに次の者を委嘱するため、川口市立教育研究所特別支援アドバイザー設置要綱第2の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
久保島 廣美	川口市立教育研究所	再
上原 節子	川口市立教育研究所	再
齋藤 光男	川口市立教育研究所	再
足助 啓子	川口市立教育研究所	再
後藤 和子	川口市立教育研究所	再
戸ヶ崎 幾江	川口市立教育研究所	再
白尾 由美子	川口市立教育研究所	新

2 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

その他（1）

オンライン歴史授業の実施結果について

オンライン歴史教室「戦時中の人びとの暮らし」実施報告

1 実施のねらい

本事業は、文化財課の学校連携事業「歴史教室」の一環として行うものである。小学6年生社会科「長く続いた戦争と人々の暮らし」において戦時中の川口市の人々の暮らしを調べる活動を通して、児童が歴史的事象を自分事として捉えられるようにし、深い学びを実現する。

2 実施日時

1月24日（火）、27日（金）、2月1日（水）、3日（金） 計4日間
各日2回実施（1回45分間）10：45～11：30／13：50～14：35

3 配信場所・方法

郷土資料館2階 常設展示室

- ・z o o mとt e a m sを併用し、テレビ会議を通じてライブ解説した。
- ・質問がある場合は随時、教員がz o o mのチャット機能を使って投稿した。
*投稿された質問については、可能な限り解説した。

4 参加校数

計34校（88学級）

計2,613名

うち、特別支援学級児童 18名

欠席等により自宅から参加した児童 62名

5 その他

- ・NHKさいたま放送局による取材の実施
*2月1日（水）『NHK首都圏ネットワーク』にて放送
*NHK首都圏NEWS WEBに掲載（右QRコード→）
*NHK埼玉NEWS WEBに掲載



6 参加学級の教員を対象とした意識調査（任意）の結果

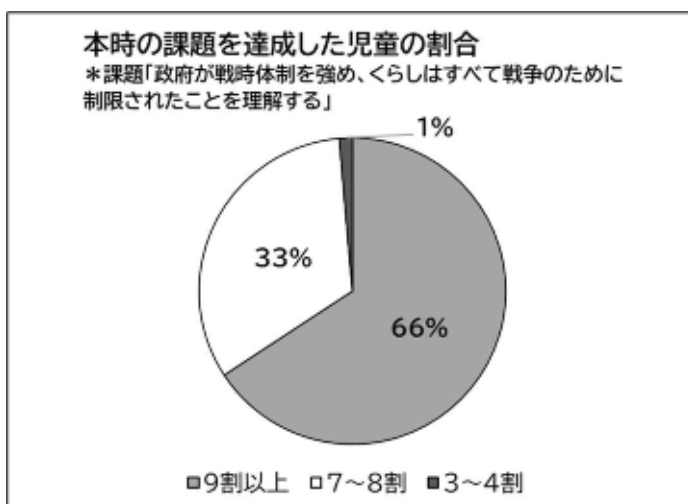
88学級中73名が回答

(1) オンライン歴史教室による課題達成率

質問「本時の課題を達成することができた児童は、どのくらいいましたか」

99%の学級で、7割以上の児童が本時の課題を達成できた。

課題達成率	回答した人数
9割以上	48
7～8割	24
3～4割	1
1～2割	0



<主な理由>

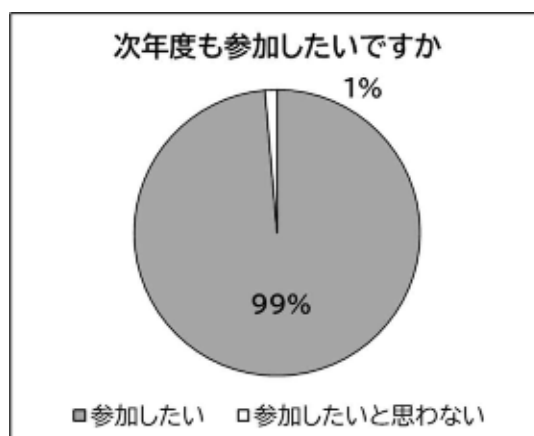
- ・川口市の資料によって、歴史が身近に感じられたため。
- ・児童の質問に答えてもらって考えが深められたため。
- ・資料を活用した解説がわかりやすかったため。

(2) 次年度の参加希望

質問「次年度も参加したいですか」

99%が「参加したい」と回答

参加希望	回答した人数
参加したい	72
参加したいと思わない	1



<主な理由>

- ・子どもたちの心に響く、価値ある学習だったため。
- ・教科書だけでは学べない内容が盛り沢山だったため。
- ・身近な地域の資料により、戦争を「自分事」として捉えられたため。
- ・双方向のやり取りがあるオンライン授業が効果的だったため。

川口市教育委員会の取組が 文部科学省で取り上げられました

文部科学省の実施する施策や各都道府県・市町村教育委員会の特色ある取り組み等の紹介など、教育委員会関係者に有用な情報を提供している月刊誌『教育委員会月報』に、本市教育委員会の取り組みが掲載された。

全国的にも先例のない先進的な事例として文部科学省から依頼を受け、令和2年度から現在に至るまでのオンラインを活用した学校連携の取り組みを、下記のとおり紹介した。

- 1 掲載場所 文部科学省ホームページ
白書・統計・出版物 > 出版物 > 教育委員会月報
『教育委員会月報』令和5年2月号
・シリーズ「地方発！我が教育委員会の取組」
- 2 内 容 「教育DXで実現！オンライン社会科見学
～学習を深める博学連携の新しいカタチ～」
左右2段組・5頁 カラー



次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和5年1月31日（火）
午前1時30分
場 所 議会第3委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

1 学校給食費の改定について …… P 1

2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について …… P 2

【質疑応答概要】 …… P 8

1 学校給食費の改定について

(1) 価格改定の背景

昨今の物価高騰により現行の学校給食費では質、量を保った学校給食を提供し続けていくことは難しい状況になっている。

1 食当たりの学校給食費改定の変遷

(単位：円)

	平成3年度	平成10年度	平成22年度	平成26年度
小学校	208	220	232	238
中学校	244	260	272	279

(2) 令和4年度の対応

令和4年度下半期分は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、食材料費の高騰分を市が負担することで、保護者負担を求めないこととした。

- ・1食当たり小学校は32円、中学校は41円を公費負担
- ・総額で約1億4,800万円、1人当たり小学校3,136円、中学校4,005円の支援

(3) 価格改定の概要

物価変動に伴う価格改定を行なった平成22年度の価格を基準とし、令和4年8月までの消費者物価指数上昇分等を参考に、令和5年4月から1食当たりの単価を小学校は273円、中学校は324円に改定する。

改定内容

(単位：円)

	1食当たり単価			年額		
	改定前	改定後	増加額	改定前	改定後	増加額
小学校	238	273	35	42,845	49,140	6,295
中学校	279	324	45	50,215	58,320	8,105

(4) 令和5年度の対応

物価高騰は様々な物やサービスに広がり、子育て世帯の生活全般への影響が大きいことから、令和5年度も引き続き保護者負担軽減策を講ずることを予定している。

- ・1食当たり小学校は35円、中学校は45円を公費負担
- ・総額で約3億円、1人当たり小学校6,295円、中学校8,105円の支援

2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について

(1) いじめ根絶に向けた取り組み

ア 令和4年度 川口の元気 第14回いじめゼロサミット

(ア) 日時・場所 令和4年12月21日(水) 午後2時30分
小学校 埼玉県産業技術総合センター 多目的ホール
中学校 川口市立高等学校 小ホール

(イ) 対象 小・中学校の代表児童生徒 各1人(全79人)

(ウ) 第14回スローガン

「今、私たちにできること～みんなで考え、感じ、つながろう～」

(エ) 内容

・いじめ予防授業

講師 小学校 東京弁護士会弁護士 橋詰 穰 氏
中学校 東京弁護士会弁護士 朝妻 理恵子 氏

・研究協議(グループ協議)

令和5年度いじめ撲滅スローガンについて
いじめ撲滅に向けた取り組みについて(人権の観点から)

・感想等発表

・指導講評

小学校 市教育委員会指導主事(生徒指導担当)
中学校 埼玉大学教育学部准教授 高橋 哲 氏

イ いじめ問題理解研修・いじめ対応事例集活用研修

(ア) 日時・場所 令和5年2月13日(月) 午後3時
芝市民ホール 多目的ホール

(イ) 対象 生徒指導担当教員・いじめ対応教員・管理職 他

(ウ) 内容

- ・いじめ問題に関する最新の動向について(新生徒指導提要について)
- ・いじめ対応に関する方針及び対応について
- ・いじめ対応事例集の具体的活用方法について

(2) いじめ問題に関する調査状況

今回報告する5事案について、追加報告は2事案、新規報告は3事案となる。

追加報告2事案のうち1事案については、いじめ問題調査委員会による調査が終結し、残る1事案については、いじめ問題調査委員会の設置を希望しない旨の回答があり、いじめ重大事態としての対応を終結した。

また、新規報告3事案のうち1事案については、いじめ問題調査委員会を設置し、調査を継続中であり、残る2事案については、いじめ問題調査委員会の設置を希望しない旨の回答があり、いじめ重大事態としての対応を終結した。

【報告の概要】

事案	種別	調査委員会等の対応状況	事案の状況
20	追加	いじめ問題調査委員会（第5回）	終結
33	追加	いじめ問題調査委員会不要	終結
35	新規	いじめ問題調査委員会（第3回）	継続中
36	新規	いじめ問題調査委員会不要	終結
37	新規	いじめ問題調査委員会不要	終結

ア 事案20（T学校）について（令和4年5月20日、令和4年8月22日 特別委員会報告事案）

（ア）経緯

令和3年9月15日、A保護者から学校に連絡があり、Aが学級の代表委員として頑張っていることに対して侮辱する言葉をかけられたり、ズボンを下ろされ陰部をからかわれたり、首を絞められそうになったりしており、そのことが原因でAは、自分は必要のない人間だ、死にたいと考えるようになり、家を飛び出すこともあったとの報告を受けた。

同年10月26日、A保護者は、以前からカウンセリングを受けていた教育研究所のカウンセラーによる面談の際、Aがいじめられていること、学校が何もしてくれないことを訴えた。

同年11月11日、市教育委員会は学校を訪問した際、校長に対し本事案をいじめ重大事態として捉え、適切に対応を進めるよう指示した。

（イ）調査状況

令和3年11月12日、学校は校内のいじめ問題対策委員会において、今後の対応について協議した。同年11月24日、学校はA保護者に対し、本事案をいじめ重大事態として対応していく旨を説明した。A保護者から書面にて、第三者を加えたいじめ問題調査委員会の設置を希望する旨の回答があり、同年11月29日、学校はA保護者に対し、第三者調査委員会の委員について説明を行なった。

同年12月22日、第1回いじめ問題調査委員会を開催し、これまで学校内で調査してきた内容及び今後の対応方針を確認した。

令和4年1月14日、市長にいじめ重大事態の発生及び学校主体の調査委員会の立ち上げについて報告した。

同年2月15日に第2回、同年3月23日に第3回いじめ問題調査委員会を開催し、その後も調査を継続している。

（ウ）その後の状況

Aは、令和3年9月にいじめを受けた時から、精神的に不安定な状況が継続しており、登校と欠席を繰り返している。また、Aは、担任を好意的に捉えている一方で、管理職や学校全体の対応については不信感を抱いている。

令和4年12月20日、いじめ問題調査委員会委員長からA保護者に対し、最終報告書に関する説明を行なった。

同年12月23日、A保護者から再調査は必要ない旨の意向確認書が提出された。

イ 事案33について（令和4年11月15日 特別委員会報告事案）

（ア）経緯

令和4年4月中旬、AはBから悪口を言われたり、AがBの近くに行くと話題を変えられたりすることがあり、そのことをきっかけに、Aは登校を渋るようになった。

同年5月19日、学校はA保護者及びA親族とAの現状について面談を行なった際、AがBからいじめを受けていることを認知した。

同年6月23日、Aは、ボールペンに悪口が書かれていることを見つけた。

同年7月4日、A親族から市教育委員会にAがいじめられている旨の連絡があり、直接、市教育委員会との面談を希望したため、日程の調整を行なった。

同年7月8日、A保護者及びA親族が市教育委員会に来庁し、AがBから悪口を言われていたことや、Aのボールペンに悪口が書かれていたことが原因で自傷行為を行なったことについて訴えがあった。同日、市教育委員会は本事案について、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

（イ）調査状況

令和4年5月19日、A保護者、A親族、担任及びスクールカウンセラーは、学校で話し合い、A側から、Aが登校を渋る原因は、Bとの関係の悪化である可能性があること及びAからゆっくり話を聴いてほしい旨を伝えられ、学校はAに寄り添う対応をすることを伝えた。

同年6月23日、A、A保護者、A親族、学年の職員、相談員及びスクールカウンセラーが学校で話し合い、クラス全員へのアンケート調査を行うこととなった。

同年6月24日、クラス全員を対象にアンケート調査を実施したが、Aのボールペンに対して、誰が悪口を書いたのかは判明しなかった。

（ウ）その後の状況

令和4年10月3日、学校は、Aから、いじめの行為が継続していないこと及び苦痛を感じていないことを確認した。

同年10月5日、学校は、A保護者にいじめ重大事態として取り扱うこと及びこれまで学校で調査した内容を説明するとともに、今後、調査委員会による調査の実施について、希望の有無を書面により回答してもらいたい旨を伝えた。

同年11月15日、A保護者から調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

ウ 事案35について

（ア）経緯

令和3年12月1日、A保護者から学校へ「AがB、C及びDからお土産をもらえないことがあった。遊んでいるときに、強い言葉で非難されることがあつ

た。仲間外れにされていると感じることがあった。」と情報提供があった。

令和4年6月14日、養護教諭がAから、B及びCとのかかわりの中で疎外感を感じている旨の話を聞き、校長と担任に報告した。

同年6月20日、A保護者から学校へ、令和3年12月の担任の対応に納得がいかなかった旨の訴えがあったため、学校はAの心のケア及び学習保障を行なっていくことを伝えた。

同年9月1日、Aの欠席日数が30日となった。

同年10月1日、学校は、校内生徒指導委員会において、Aが不登校になった経緯を確認するなかで、令和3年12月からのいじめを認知した。

同年10月12日、市教育委員会は、校長から本事案についていじめ重大事態である旨の報告を受け、適切に対応を進めるよう指示した。

同年10月17日、市教育委員会は校長に対し、いじめ認知の方法、重大事態の捉え方、本事案の法令上の対応及び再発防止について指導した。

同年10月24日、校長は、A保護者にいじめ重大事態の発生及びいじめ問題調査委員会の立ち上げについて説明したところ、いじめ問題調査委員会による調査を希望する旨の意向を確認した。

(イ) 調査状況

令和4年11月11日、第1回いじめ問題調査委員会を開催した。同年11月28日に第2回、同年12月22日に第3回いじめ問題調査委員会を開催した。

(ウ) その後の状況

Aの欠席日数は、令和4年12月23日現在で87日である。

なお、同年12月12日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げる形での対応を行なっていることについて報告した。

エ 事案36について

(ア) 経緯

令和4年9月16日、Aの同級生2人がスクールカウンセラーに学級内の問題を相談した。その際、修学旅行前からA及びBは互いに悪口を言うようになったこと、AはB及び修学旅行中にAと同じ班であった5人と修学旅行後から距離を置くようになったことを伝えた。

同年9月18日、担任、学年主任及びいじめ対応教員がAに聞き取りを行なった際、「Bを含む6人との間で疎外感を感じた」との訴えがあったことから、学校はいじめとして認知した。

同年10月4日、A保護者が来校し校長と面談を行なった。A保護者からは、「いじめが原因で9月1日から不登校になった。登校しようとするとうきげや嘔吐がある。」との訴えがあった。

同年10月5日、本事案について校長から市教育委員会に報告があった。

同年10月6日、市教育委員会から校長へ、いじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年9月18日、担任、学年主任及びいじめ対応教員はAに聞き取りを行い、「Bが、修学旅行中にAと同じ班である2人とA自身のことについて話していたように感じた。それ以後Aに対するBの雰囲気が変わった。」との訴えを確認した。

同年9月20日、担任及び学年の職員は、Bを含む6人に聞き取りを行い、修学旅行の班を決める際、Bのみが別の班になり、AとBが言い争いになったことが原因で、修学旅行以来、AとBは距離を置くようになったことを確認した。

同年9月22日、A及びBの話し合いが、担任及び学年の職員立ち合いのもと行われた。その際、A及びBは互いに思ったことを素直に言えなかったことから関係悪化につながったことを認めた。

(ウ) その後の状況

令和4年10月17日、学校はA保護者に対し、いじめ重大事態としての取り扱いに係る説明及びこれまで学校で調査した内容に関する説明に加え、Aに対する現在行うべき対応及びこれからの支援の在り方についての説明を併せて行なった。

同年10月28日、A及びA保護者から第三者を加えた調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

同年12月12日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げない形での対応を行なったことについて報告した。

同年12月23日現在、Aはオンラインで授業に参加しており、教室復帰に向け準備をしている。

オ 事案37について

(ア) 経緯

令和4年10月21日、Aは昼休みに他の同級生3人とバスケットボールをしていた。Aはプレー中、Bに背中を押され、他の同級生の頭に顔をぶつけた。病院の受診のため、連絡を受けたA保護者が来校したものの、けがの程度がひどいことから救急搬送された。なお、診断の結果、右眼窩底骨折であった。

同年10月24日、市教育委員会は消防局からの救急搬送の連絡を受け、本事案を把握した。

同年10月25日、市教育委員会は学校から本事案についての報告を受け、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年10月21日、学校はA及びBへの聞き取りを行い、BがAの背中を押したことによる事故であることが確認された。同日、学校はA保護者に状況を説明した。

同年10月24日、学校はB及び一緒にバスケットボールをしていた同級生2人に対して改めて聞き取りを行なった。

同年11月1日、学校はA保護者へいじめ重大事態としての対応について説明

を行なった。

(ウ) その後の状況

令和4年10月26日、学校は関係者へ指導したことに加え、Aの学年全体に対して生活面における注意喚起を行なった。

同年10月31日、Aは入院し、翌日に手術を受け、翌々日に退院した。

同年11月10日、Aは登校し、Bからの謝罪を受けた。

同年11月22日、A保護者からいじめ重大事態に関する調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

同年12月12日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げない形での対応を行なったことについて報告した。

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和5年1月31日開催)

学校教育部 学校保健課

質 疑	応 答
1 学校給食費の改定について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(板橋 博美 委員)</p> <p>学校給食費の増加分は公費負担で対応するということだが、給食の献立の中身や材料などに変更はないのか。</p> <p>(板橋 博美 委員)</p> <p>是非今後も、子どもたちの体と心の成長を食育の観点から考え、給食の献立も含めて公的な支援を引き続きお願いしたい。(要望)</p>	<p>(学校保健課長)</p> <p>令和4年度上半期については、物価高騰に対して給食費が不足している状況であった。</p> <p>主食と牛乳は単価が決まっており、その他の副食、おかずを見直すということで対応していた。</p> <p>令和4年10月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで、物価高騰による価格上昇分に対応できるようになり、10月以降は以前のように果物やデザートの提供回数が増え、牛肉なども使えるようになった。</p>

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和5年1月31日開催)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>事案36について、Aは教室復帰を望んでいるのか、オンライン参加が心地よいのかAの意向はどうなのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>Aの意向を尊重して対応を進めてほしい。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>事案37について、バスケットボールをしている最中で大けがをしたとのことだが、救急搬送を要請したのは学校か、保護者か。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>保護者が到着するまで、救急搬送の通報を悩むような状況だったのか。</p>	<p>< 応 答 ></p> <p>(指導課長)</p> <p>Aに復帰の意向はあるものの、卒業も間近であることもあり、今のところはオンラインでの参加で対応している現状である。</p> <p>(指導課長)</p> <p>今後も、Aの意向を確認しながら進めていく。</p> <p>(指導課長)</p> <p>学校からであると確認している。</p> <p>(指導課長)</p> <p>今となっては、即連絡すべきであったと考えるが、当時はそのような判断がつかなかったと聞いている。</p>

質 疑	応 答
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>他の自治体の事例で、救急搬送が遅れて大変だった事案も発生している。ためらうことなく救急要請するよう指導してほしい。(要望)</p>	
<p>(青山 聖子 委員)</p> <p>事案35について、6月から9月までの間に長期休業が入っている。6月の段階でどのようなケアを行う約束をしていたのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>学校からは、長期休業中に電話連絡をしたり、定期的な家庭訪問を実施しAの様子を確認していたほか、何かあればスクールカウンセラーに繋ぐなどの話をしていたところである。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>学習保障についてはどうか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>補習等は行っていないが、宿題のチェックをしたり、個別に相談に乗ったりしながら対応を行っていた。</p>
<p>(関 裕通 委員)</p> <p>いじめ問題理解研修・いじめ対応事例集活用研修会について、以前の報告では参加者が少なかった記憶がある。非常に大事な研修内容であるため全学校からの出席を徹底するようにしてほしい。結果については、次回に報告をお願いしたい。</p> <p>(要望)</p>	

質 疑	応 答
<p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>事案35について、6月14日に養護教諭から校長・担任に情報共有がなされているが、6月20日には、担任の対応に納得いかなかったとある。担任のどのような対応に納得いかなかったのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>昨年度、A母が担任に欠席連絡アプリからAが泣いて帰った旨を伝えたが、担任が内容を確認しておらず、対応しなかったことがあったこと。また、昨年度の最終日に、父が荷物を取りにくる約束をしていたのに、担任は退勤してしまい対応しなかったことに納得がいかなかったと聞いている。</p>
<p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>Aの学習のケアや学習保障は誰が行なったのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>養護教諭や校長も学習を見ていたと聞いている。</p>
<p>(石橋 俊伸 副委員長)</p> <p>Aと担任の関係は改善しているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>関係が完全に回復するのは難しいところであるが、通常に対応を行う程度には改善している。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>事案35のAについては欠席が87日とあり、事案36のAについては、欠席が15日とのことであるが、事案36のAの場合は、オンラインでの参加を出席扱いしているということか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>事案36についてはオンラインでの参加を認め出席扱いしている結果である。</p>

事務委任の解除に関する協議について

1 委任を解除する事務

- (1) 川口市立アートギャラリー設置及び管理条例（平成17年条例第67号）第14条に規定する観覧料及び使用料の減免並びに第15条ただし書に規定する観覧料及び使用料の還付に関する事。
- (2) 川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号）第14条第1項に規定する入場料の免除及び同条第2項に規定する使用料の減免並びに同条例第15条ただし書に規定する入場料及び使用料の還付に関する事。

2 委任解除期日 令和5年3月31日

3 委任を解除する理由

(1) 川口市立アートギャラリーの観覧料等に関する事務

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定により、令和5年4月1日からアートギャラリーの管理を含む文化に関する事務を市長が所管することとなったため、教育委員会への委任を解除するもの。

(2) 川口市立文化財センターの入場料等に関する事務について

令和5年4月1日からの指定管理者制度導入に伴い、制度導入前の川口市立文化財センターの入場料等に関する事務について、教育委員会への委任を解除するもの。

事務の委任の協議について

1 委任事務

指定管理者制度導入に伴う令和5年4月1日改正後の川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号）第17条第1項に規定する入場料の免除及び同条第2項に規定する使用料の免除、同条例第18条ただし書に規定する入場料及び使用料の還付、同条例第23条の規定により読み替えて適用する場合における同条例第9条に規定する入場料の承認、同条例第16条に規定する利用料金の承認、同条例第17条第1項第4号及び第5号に規定する入場料の免除の基準の制定並びに同条第2項第2号に規定する利用料金の免除の基準の制定並びに同条例第18条ただし書きに規定する入場料及び利用料金の還付の基準の制定に関すること。

2 委任開始期日 令和5年4月1日

3 委任理由

令和5年4月1日からの指定管理者制度導入に伴い、制度導入後の川口市立文化財センターの入場料等に関する事務について、市長の権限を教育委員会に改めて委任するもの。

令和5年度大貫海浜学園・水上自然教室の実施方法について

1 実施方法

1泊2日による実施

2 1泊2日とした理由

令和5年度の実施については、4年度に実施した日帰りではなく、宿泊を伴った実施を前提として、様々な角度から検討を重ねてきた。

実施方法については、児童生徒の健康を守ることを優先に、新型コロナウイルス感染症の対応に係る国等の動向を注視するとともに、現地での医療体制等を総合的に勘案し、宿泊を伴った実施では1泊での実施がふさわしいと判断した。

1泊での実施においても、校外教育の目的である、豊かな環境の中で自然に親しみ、集団活動を通じて学校・家庭・地域では得がたい経験を得ることが可能と考える。

3 実施状況

令和元年度	2泊3日
令和2年度	中止
令和3年度	日帰り
令和4年度	日帰り
令和5年度	1泊2日（予定）

議案第 20 号

令和 5・6 年度研究委嘱校を委嘱することについて

研究委嘱に関する要綱第 2 の規定により、次のとおり委嘱校を委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱校

別紙のとおり

2 任期

令和 5 年 5 月 17 日から令和 7 年 3 月 31 日

令和 5 年 3 月 16 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

令和5・6年度研究委嘱校一覧

	学校名	研究領域	研究主題	研究教科・領域等
1	領家小学校	「学力向上」に関する研究	「確かな学力をめざし、生き生きと学ぶ子の育成」 ～思考力・判断力・表現力を高める、国語の授業づくり～	国語科
2	前川小学校	「学力向上」に関する研究	考え、学び合い、創造し、学びを深める児童の育成 ～思考力・判断力・表現力を育成し、教科横断的な学びにつながる授業改善～	総合的な学習の時間・生活科
3	芝南小学校	「学力向上」に関する研究	児童が主体的に学び、 確かな学力を育む「わかる」授業づくり	国語科・算数科
4	柳崎小学校	「学力向上」に関する研究	いきいきと学び合う子の育成	国語科・算数科・他
5	芝中央小学校	「学力向上」に関する研究	「進んで学び、思いや考えを伝え合う児童の育成」	算数科・国語科・他
6	慈林小学校	「学力向上」に関する研究	自分の思いや考えを生き生きと伝え合い、 新たな学びを創造する国語科学習	国語科

小学校 6校

議案第27号

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上清之

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則

川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、室」を削り、同項第1号中「生涯学習課 管理係 生涯学習係
文化推進室」

を「生涯学習課 管理係 生涯学習係」に改める。

第3条第2項中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

第4条第1項中「（室長を含む。以下同じ。）」及び「（室長補佐を含む。以下同じ。）」を削る。

第10条教育総務部文化推進室及びその事務分掌を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第28号

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則

川口市教育局事務専決規則（昭和57年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（室長を含む。以下同じ。）」を削る。

第3条第3号中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

第7条教育総務部文化推進室長専決事項の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第29号

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程

川口市教育局文書管理規程（平成13年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改める。

第2条第1号中「（これに相当する室を含む。）」を削る。

第50条第4項中「川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第30号

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上清之

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する 規程

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程（昭和50年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、当該職員の勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第3条第2項中「職員」の次に「及び前条第2項の規定により勤務時間の割振りを別に定めた職員」を加え、同条第3項第3号中「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「要介護者を」を「当該要介護者を」に改め、同条第4項、第6項及び第7項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第5条中「教育長」を「教育総務部長」に改める。

別表アートギャラリーの項を削る。

別記様式中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 31 号

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和 5 年 3 月 16 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川口市教育局職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「本町小学校、」及び「、並木小学校」を削る。

別表第4 本町小学校給食調理場の項及び並木小学校給食調理場の項を削る。

別表第5 アートギャラリーの項を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 32 号

川口市教育委員会における保有個人情報の開示の方法及び開示の実施に要する費用に関する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和 5 年 3 月 16 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育委員会における保有個人情報の開示の方法及び開示の実施に要する費用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条第1項、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第23条及び川口市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う保有個人情報の開示の方法及び開示の実施に要する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(文書又は図画の開示の方法)

第3条 文書又は図画の閲覧の方法は、当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次条第1号に規定するもの）を閲覧することとする。

第4条 文書又は図画の写しの交付の方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法（第2号に掲げる方法にあつては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第76条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があつた場合（以下「電子開示請求の場合」という。）で、かつ、教育委員会が相当と認める場合に限る。）とする。

(1) 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

(2) 情報通信技術活用法第7条第1項の規定により、当該文書又は図画をスキャナによって読み取ってできた電磁的記録を当該開示請求をした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法

(電磁的記録の開示の方法)

第5条 法第87条第1項の規定により教育委員会が定める電磁的記録の開示の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 電磁的記録（次号及び第3号に掲げるものを除く。） 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 電子開示請求の場合で、教育委員会が適当と認める電磁的記録 前号に定める方法又は当該電磁的記録を当該開示請求をした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法
- (3) 録音ディスク、ビデオディスクその他の音声又は映像に係る電磁的記録 視聴
(開示の実施に要する費用の額)

第6条 条例第4条第2項の規定により保有個人情報の開示の実施に要する費用として教育委員会が定める額は、川口市個人情報の保護に関する規則（令和5年規則第19号）第18条第1項に規定する額とする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 33 号

川口市立アートギャラリー処務規程を廃止する規程について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和 5 年 3 月 16 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立アートギャラリー処務規程を廃止する規程

川口市立アートギャラリー処務規程（平成24年教育委員会規程第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第34号

川口市立アートギャラリー管理規則を廃止する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和5年3月16日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市立アートギャラリー管理規則を廃止する規則

川口市立アートギャラリー管理規則（平成24年教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和5年度組織改正により文化推進室が教育総務部から市民生活部へ移管されることに伴い、文化推進室に関する規定を削るもの。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和5年条例第6号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

-2-

改 正 案	現 行																		
<p>（組織）</p> <p>第2条 教育局に内部組織として次の部、課____及び係を置く。</p> <p>（1）教育総務部 （略） <u>生涯学習課 管理係 生涯学習係</u></p> <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略） （関連事務）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 部内の2以上の課_____に関連する事務は、関係の比較的多い課が主管し、主管の明らかでない事務については、部長の指定する課が主管する。</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる内部組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、部、課の組織に応じて次長及び課長補佐については、置かないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">組織</th> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 80%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>課長_____</td> <td>上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	（略）			課	課長_____	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	<p>（組織）</p> <p>第2条 教育局に内部組織として次の部、課、<u>室</u>及び係を置く。</p> <p>（1）教育総務部 （略） <u>生涯学習課 管理係 生涯学習係</u> <u>文化推進室</u></p> <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略） （関連事務）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 部内の2以上の課（<u>室を含む。以下同じ。</u>）に関連する事務は、関係の比較的多い課が主管し、主管の明らかでない事務については、部長の指定する課が主管する。</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる内部組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、部、課の組織に応じて次長及び課長補佐については、置かないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">組織</th> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 80%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>課長（<u>室長を含む。以下同じ。</u>）</td> <td>上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	（略）			課	課長（ <u>室長を含む。以下同じ。</u> ）	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
組織	職	職務																	
（略）																			
課	課長_____	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。																	
組織	職	職務																	
（略）																			
課	課長（ <u>室長を含む。以下同じ。</u> ）	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。																	

課長補佐 _____ _____ _____	課長を助け、課の事務を整理するとともに、職員の担任する事務を監督する。ただし、課長補佐が2人以上置かれている場合であって、あらかじめ課長からその整理及び監督に係る事務の分担が定められている者の職務は、当該事務に限るものとする。
(略)	

2～4 (略)

(事務分掌)

第10条 第2条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務部
(略)

(略)

学校教育部
(略)

課長補佐(室長補佐を含む) _____ _____。以下同じ。	課長を助け、課の事務を整理するとともに、職員の担任する事務を監督する。ただし、課長補佐が2人以上置かれている場合であって、あらかじめ課長からその整理及び監督に係る事務の分担が定められている者の職務は、当該事務に限るものとする。
(略)	

2～4 (略)

(事務分掌)

第10条 第2条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務部
(略)

文化推進室

- (1) 文化振興施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 文化活動の推進に関すること。

(略)

学校教育部
(略)

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和5年度組織改正により文化推進室が教育総務部から市民生活部へ移管されることに伴い、文化推進室に関する規定を削るもの。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和5年条例第6号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市教育局事務専決規則（昭和57年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（専決の執行） 第2条 教育長の権限に属する事務について、部長、課長_____及び係長は、この規則の定めるところにより主管事務を専決することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（専決事項の制限） 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 事案が他の部又は課_____に関係のあるもので意見を異にし、合議を得られなかったとき。</p> <p>（課長専決事項） 第7条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(略)</p> <p>教育総務部 (略)</p> <p>(略)</p> <p>学校教育部 (略)</p>	<p>（専決の執行） 第2条 教育長の権限に属する事務について、部長、課長<u>（室長を含む。以下同じ。）</u>及び係長は、この規則の定めるところにより主管事務を専決することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（専決事項の制限） 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 事案が他の部又は課<u>（室を含む。以下同じ。）</u>に関係のあるもので意見を異にし、合議を得られなかったとき。</p> <p>（課長専決事項） 第7条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(略)</p> <p>教育総務部 (略)</p> <p><u>文化推進室長専決事項</u></p> <p><u>(1) アートギャラリーの行う事業の企画及び実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) アートギャラリーの開館時間及び休館日の変更に関すること。</u></p> <p><u>(3) 郵便切手及びはがきの受払いに関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>学校教育部 (略)</p>

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和5年度組織改正により文化推進室が教育総務部から市民生活部へ移管されること、川口市個人情報保護条例が廃止されること等に伴い、必要な規定の見直し及び整備を行うもの。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和5年条例第6号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市教育局文書管理規程（平成13年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）に規定する課_____並びに中央図書館及び科学館をいう。</p> <p>(2) ～(13)（略）</p> <p>（保存種別等）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、法令に基づく不服申立て及び訴訟に係る文書並びに川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）に基づく公開請求及び<u>個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく開示請求等があった文書については、証拠として必要とする期間まで保存しなければならない。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）に規定する課（<u>これに相当する室を含む。</u>）並びに中央図書館及び科学館をいう。</p> <p>(2) ～(13)（略）</p> <p>（保存種別等）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、法令に基づく不服申立て及び訴訟に係る文書並びに川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）に基づく公開請求及び<u>川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）</u>に基づく開示請求等があった文書については、証拠として必要とする期間まで保存しなければならない。</p> <p>5 （略）</p>

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程案 要綱

1 改正の趣旨

令和5年度組織改正により文化推進室が教育総務部から市民生活部へ移管されることに伴い、所管する施設であるアートギャラリーに関する規定を削るとともに、公務の運営に支障のない範囲で職員が時差出勤をすることができるようにするもの。

2 改正の内容

- (1) 別表からアートギャラリーに係る規定を削るもの。
- (2) 職員の勤務時間の割振りに関し、所属長は、職員の申告を考慮して公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務時間の割振りを別に定めることができることとするもの。
- (3) その他必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和5年条例第6号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程（昭和50年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（勤務時間の割振り） 第2条（略） 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、職員<u>の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、当該職員の勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p>（休憩時間） 第3条（略） 2 職務の性質により前項の規定による<u>ことができない職員及び前条第2項の規定により勤務時間の割振りを別に定めた職員</u>の休憩時間は、1時間とし、その時限は、所属長が定める。 3 1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、次に掲げる場合に該当する職員から請求があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を45分に短縮することができる。 (1)・(2)（略） (3) 条例第15条第1項に規定する<u>要介護者</u> <u>を介護する職員が当該要介護者を介護する場合</u></p> <p>4 前項に規定する休憩時間の変更の請求をしようとするときは、別記様式の承認請求書兼届出書を提出し、<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。 5 （略） 6 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による届出書の提出があったとき又は第4項の承認後に当該承認に係る休憩時間の短縮により公務の運営に支障があると認める事由が生じたときは、当該承認を取り消すことができる。 7 <u>教育委員会</u>は、前3項に規定する場合において必要があるときは、第4項又は第5項の規定により請求書兼届出書を提出した職員に対し、照会等の方法により、当該請求書兼届出書に記載された事項その他必要な事項について確認するものと</p>	<p>（勤務時間の割振り） 第2条（略）</p> <p>（休憩時間） 第3条（略） 2 職務の性質により前項の規定による<u>ことができない職員</u> <u>の休憩時間は、1時間とし、その時限は、所属長が定める。</u></p> <p>3 1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、次に掲げる場合に該当する職員から請求があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を45分に短縮することができる。 (1)・(2)（略） (3) 条例第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）</u>を介護する職員が<u>要介護者を</u><u>介護する場合</u></p> <p>4 前項に規定する休憩時間の変更の請求をしようとするときは、別記様式の承認請求書兼届出書を提出し、<u>教育長</u>の承認を受けなければならない。 5 （略） 6 <u>教育長</u>は、前項の規定による届出書の提出があったとき又は第4項の承認後に当該承認に係る休憩時間の短縮により公務の運営に支障があると認める事由が生じたときは、当該承認を取り消すことができる。 7 <u>教育長</u>は、前3項に規定する場合において必要があるときは、第4項又は第5項の規定により請求書兼届出書を提出した職員に対し、照会等の方法により、当該請求書兼届出書に記載された事項その他必要な事項について確認するものと</p>

する。

(特例による勤務時間等の報告)

第5条 所属長は、別表において所属長が定めることとされた勤務時間等について決定後速やかに教育総務部長に報告しなければならない。

別表 (第4条関係)

所属	対象者の範囲	勤務時間及び勤務時間の割振り	週休日	休憩時間
(略)				

する。

(特例による勤務時間等の報告)

第5条 所属長は、別表において所属長が定めることとされた勤務時間等について決定後速やかに教育長に報告しなければならない。

別表 (第4条関係)

所属	対象者の範囲	勤務時間及び勤務時間の割振り	週休日	休憩時間
(略)				
アートギャラリー	同上	同上	同上	同上
(略)				

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

令和5年度組織改正により文化推進室が教育総務部から市民生活部へ移管されることに伴い、所管する施設であるアートギャラリーに関する規定を削るとともに、本町小学校及び並木小学校の給食調理業務の委託化に伴い、関連する規定を削るもの。

2 改正の内容

- (1) 別表第5の衛生推進者の表からアートギャラリーに係る規定を削るもの。
- (2) 別表第1の総括安全衛生管理者の表及び別表第4の安全衛生推進者の表から本町小学校及び並木小学校に係る規定を削るもの。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和5年条例第6号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市教育局職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行				
別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者			別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者				
	箇所	名称	充てる者の職		箇所	名称	充てる者の職
	(略)				(略)		
2	川口市立学校給食調理場（ <u>_____</u> 飯塚小学校、新郷小学校、神根小学校 <u>_____</u> 、安行小学校、原町小学校、芝西小学校、差間小学校、戸塚南小学校、鳩ヶ谷小学校、中居小学校及び里小学校の給食調理場をいう。）、新郷学校給食センター、南平学校給食センター及び元郷学校給食センター（以下「川口市立学校給食調理場等」という。）	川口市立学校給食調理場等総括安全衛生管理者	学校教育部長	2	川口市立学校給食調理場（ <u>本町小学校、</u> 飯塚小学校、新郷小学校、神根小学校、 <u>並木小学校、</u> 安行小学校、原町小学校、芝西小学校、差間小学校、戸塚南小学校、鳩ヶ谷小学校、中居小学校及び里小学校の給食調理場をいう。）、新郷学校給食センター、南平学校給食センター及び元郷学校給食センター（以下「川口市立学校給食調理場等」という。）	川口市立学校給食調理場等総括安全衛生管理者	学校教育部長
別表第4（第7条関係） 安全衛生推進者			別表第4（第7条関係） 安全衛生推進者				
	箇所	名称	充てる者の職		箇所	名称	充てる者の職

(略)		
飯塚小学校給食調理場	飯塚小学校給食調理場安全衛生推進者	飯塚小学校長
(略)		
安行小学校給食調理場	安行小学校給食調理場安全衛生推進者	安行小学校長
(略)		

別表第5（第8条関係）
衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
(略)		

(略)		
本町小学校給食調理場	本町小学校給食調理場安全衛生推進者	本町小学校長
飯塚小学校給食調理場	飯塚小学校給食調理場安全衛生推進者	飯塚小学校長
(略)		
並木小学校給食調理場	並木小学校給食調理場安全衛生推進者	並木小学校長
安行小学校給食調理場	安行小学校給食調理場安全衛生推進者	安行小学校長
(略)		

別表第5（第8条関係）
衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
(略)		
アートギャラリー	アートギャラリー衛生推進者	アートギャラリー館長
(略)		

川口市教育委員会における保有個人情報の開示の方法及び開示の実施に要する費用に関する規則案要綱

1 制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律第87条第1項、個人情報の保護に関する法律施行令第23条及び川口市個人情報の保護に関する条例第4条第2項の規定に基づき、川口市教育委員会が行う保有個人情報の開示の方法及び開示の実施に要する費用に関し必要な事項を定めるもの。

2 制定の内容

- (1) 文書又は図画に記録された保有個人情報の開示方法を、閲覧又は複写による交付とするとともに、電子開示請求があった場合で教育委員会が適当と認めるときは、当該文書又は図画を電磁的記録として複写させる方法により開示をすることとするもの。
- (2) 電磁的記録に記録された保有個人情報を開示する場合の方法を、印刷物として出力したものの閲覧若しくは写しの交付、電磁的記録を複写させる方法又は録音ディスク等にあつては、視聴とするもの。
- (3) 保有個人情報の開示の実施に要する費用の額を、川口市個人情報の保護に関する規則に規定する額と同額とするもの。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

川口市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号）

川口市個人情報の保護に関する規則（令和5年規則第19号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立アートギャラリー処務規程を廃止する規程案要綱

1 廃止の趣旨

令和5年度組織改正により文化推進室が教育総務部から市民生活部へ移管されることに伴い、所掌する教育委員会規程である川口市立アートギャラリー処務規程を廃止するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和5年条例第6号）

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

川口市立アートギャラリー管理規則を廃止する規則案要綱

1 廃止の趣旨

令和5年度組織改正により文化推進室が教育総務部から市民生活部へ移管されることに伴い、所掌する教育委員会規則である川口市立アートギャラリー管理規則を廃止するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和5年条例第6号）

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要